



## 常盤平第二小学校・フラワーボランティア規約

(名称)

### 第1条

本会は、常盤平第二小学校・フラワーボランティアと称する。

略称を常2小・フラワーボランティアとする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を松戸市常盤平4-10-3に置く。

(目的)

第3条 本会は、常盤平第二小学校の構内及び周辺のフラワーボランティアを行う。

また、学校と地域の連携を図り、学校及び地域の美化、安全安心の向上に、寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 毎週1回以上、常盤平第二小学校の構内、土堤等の、植物の植栽、管理等を行う。
- (2) 課外研修として、撮影会・見学会・懇親会・勉強会を行う。
- (3) その他必要と認めた活動を随時行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、松戸市在住、在勤、一部市外在住者のフラワーボランティアを志すものを持って構成する。

- 1 会員は、本会の目的に賛同、フラワーボランティアの実践を希望して入会した個人。

(入会、退会)

### 第6条

- 1 会員として入会しようとする者は、代表にその旨申告する。
- 2 会員は、会費を納めなければならない。
- 3 会員は、退会届を代表に提出することにより退会できる。

(会員資格の中断・取消)

### 第7条

会員が以下の項目に該当する場合、事前に通知することなく、役員会の決議によって直ちに当該会員の会員資格を中断または取り消すことができるものとする。また、会員資格が取り消された場合、当会に既に支払われた会費等の払戻義務を一切負わないものとする。

- 1.入会において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- 2.他の会員、第三者もしくは常2小・フラワーボランティア（以下当会と称する）の著作権またはその他の権利を侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為があった場合。
- 3.他の会員、第三者もしくは当会の資産、又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為があった場合。
- 4.他の会員、第三者もしくは当会を誹謗中傷する行為があった場合。
- 5.その他、法令に違反する又は違反するおそれのある行為があった場合。
- 6.手段を問わず、本会の運営を妨害した場合。
- 7.本規約に違反した場合。
- 8.その他、当会（役員会）が不適切と判断する行為があった場合。

(役員)

## 第8条

- 1 本会に次の役員を置く。
  - 2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。
  - 3 役員兼任は出来ない。
- (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 庶務 1名
  - (5) 会計監査 2名

(職務)

## 第9条

- 1 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、この規約の定める総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 会計は、会計業務の執行、本会の会計の状況その他を、副代表に報告する。

(役員会)

## 第10条

- 1 役員会は、代表・副代表・会計をもって構成する。
- 2 役員会は、本会の運営および事業の執行に関する重要事項について議決をおこなう。

(総会)

第11条 本会は、年度初め、及び役員会が必要と認めたとき総会を開き次の事項を決定する。

- 2 会の成立は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事の成立は参加者の過半数の賛成をもって決する。
- 1 事業計画に関する事
  - 2 予算、決算に関する事。
  - 3 役員互選に関する事。
  - 4 その他必要事項に関する事。

(顧問)

第12条 本会は、顧問を置くことができる。

(事務局)

第13条 本会は、事務を処理するために事務局を置き、副代表・会計・がそれに当たる。

(会計・資産)

第14条 本会の資産は、会費、寄付その他の収入をもって構成する。

- 2 本会の会費は、月会費100円とする。  
ただし、必要に応じ、臨時に徴収することができる。

(弔慰金・見舞金規定)

第15条 本会の弔慰金・見舞金規定を以下のように定める

- 1 ボランティア保険を持ってこれに充てる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支予算等)

第17条 本会は、毎事業年度、事業計画書、予算書を作成し、  
また前事業年度の事業報告書および収支決算書を作成する。

## 附則

- 1 本規約は2011年4月1日から施行する。

